

第32期第3回横浜市児童福祉審議会総会

日時	令和元年10月28日（月） 9：30～11：06
場所	ワークピア横浜2階「おしどり」
出席委員	明石委員 新井委員 大場委員 影山委員 神長委員 小林委員 櫻井委員 多田委員 田辺委員 天明委員 新堀委員 七海委員 細川委員 森委員
欠席委員	青山委員 石井委員 岩佐委員 大庭委員 加山委員 澁谷委員 高橋委員 渡辺委員
開催形式	公開（傍聴人0人、報道0人）
議題	1 こども青少年局長あいさつ 2 副委員長の選出について 3 部会の開催状況について （1）里親部会 （2）保育部会 （3）児童部会 4 報告事項 （1）平成30年度 被措置児童等虐待について （2）平成30年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告書について （3）「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案」に対するパブリックコメントの実施について

議事	<p>3 部会の開催状況について 里親部会、保育部会、児童部会の審議内容について各部会から資料に基づき報告</p> <p>4 報告事項 (1) 平成30年度 被措置児童等虐待について 事務局から資料に基づき報告</p> <p>○天明委員 ありがとうございます。率直にこういう報告が出てくることを、まずは歓迎したいと思います。実件があったのはすごく問題だとは思いますが、報告がされるということは健全なことだと思います。子どもが被害に遭ったときにそれを発信できるシステムがあるということはすごくいいと思うのですが、市民感覚としてすごく数が少ないのだと思うのですが、ここに上がるまでにはどのようなルートで来るのかというのを教えてもらっていいですか。</p> <p>○事務局 被措置児童等虐待の疑いの案件につきましては、今回ご報告申し上げましたのは、通告などを受けて実際に虐待があったことを確認した2件になります。それ以前にご報告いただいた案件、お子さんから例えば施設職員であるとか児童相談所の児童福祉司のほうにこういった虐待を受けた、何か体罰を受けた、厳しい言葉を受けたというような、いわゆる開示があった件数については他にもあります。実際に報告を受けましたらその都度、横浜市のほうで調査を行いまして、児童部会でその都度ご報告しています。実際にそういったお子さんが相談した信頼できる大人とか、あとは実際にその行為を目撃した方からの通報ということで受けているような状況でございます。</p> <p>○天明委員 そうすると、件数がどのくらいたくさんあるかということについてはデータがないけれどということですか。</p> <p>○事務局 公表事項の中に含まれていないのでカウントしていないのですが、件数としてはそれなりの件数を疑いということではいただいている状況でございます。</p> <p>○天明委員 わかりました。成長の過程に文句を言ったりするというのは、それ自体も健全なことだと思うので、適切に処理をいただいているとい</p>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

うことが理解できました。ありがとうございます。

○新井委員 1か所で子どもが2人ということだったのですが、その2人には別々の措置が講じられた経緯がもしわかれば教えていただければと思います。

○事務局 1か所で子どもが2人の事案についてですが、一人一人から状況と意向について確認を行いまして、一人のお子さんについては一時保護を行いました。もう一人のお子さんについては、何度も確認などを重ねた上で、現在の生活を当面継続したいという意向を確認しております。そういったこともありまして、子どもの安全性というところから児童相談所も支援、見守りを継続しながら、措置を継続しているという状況です。

○新井委員 ありがとうございます。社会的養護の中で家庭養護の推進が非常に強く望まれている中で、里親家庭でもこういうことが起きていくということをやはり防いでいかないといけないと思っています。そのためには、こういう案件が出たときに、その里親あるいは施設も含めてなのですが、どういう支援があれば今後そういうことが回避できるのかというところも含めて、横浜市で里親支援についてご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

(2) 平成30年度の「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告書について

事務局から資料に基づき説明

○明石委員 ありがとうございます。児童福祉司の人数を増やしており、非常にいいことだと思うのですが、これまで児童福祉をやった方で非常に仕事がつらくて、児童福祉司自身が心理的な圧迫があつて職業をやめたというようなケースはないのでしょうか。千葉県では結構あつて、特に教員職が児童福祉に行ったときは、本当に学校現場と家庭は違うので、メンタルヘルスのことが物すごく増えておりまして、教員職をやめるとかというのが多少出てきているのです。そのくらい現場はきついのではいしょうけれども、横浜の場合はやめる人がいないのでしょうか。

○事務局 実際にやめる方はいないです。ただ、やはりダメージを負ってしまう方

もいるものですから、そこは横浜の特徴なのですが、各児相にドクターがいるのです。児童精神とか小児科医なのですが、ドクターがその辺をケアするというのもやっております、内部でも支えるような仕組みをつくるというようなことでは努力しております。

○新井委員 今回の質問にもつながるのですが、福祉司さんが令和元年にプラス21名ふえるということで、総勢何名になるか、もしおわかりになれば教えていただきたいです。それと、マスコミ報道等でも1人が100件以上持っていて大変だ大変だという報道がされていますけれども、横浜の場合はふやすことによってその軽減がどの程度できたのか、福祉司が1件に対してどれくらいのエネルギーを投入してケアをすることができるように改善されているのかというのを、もう少し具体的に教えていただけるとありがたいのですが、お願いします。

○事務局 31年4月現在で、4つの児童相談所を合わせて児童福祉司が今132名おります。国の法定基準といたしまして、人口当たり4万人に1人以上配置しなさいというのが今までの基準で、これが今、令和4年度には人口3万人当たりに1人、児童福祉司を配置しなさいということになっています。今は経過措置期間ということで、この人口4万人当たりに1人の基準はクリアしている形で、4つの児童相談所が配置されている状況です。

他都市では1人当たり100件というお話がありましたが、今は横浜の児相は大体、1人当たり40件当たりのケースを持っているという状況です。それをマネジメント、進行管理をしながら緊急対応を含めてやっているということで、大変な状況ではあるのですが、管理をしながらやっているという状況です。ただ、新しい職員が増えておりますので、そういうところで人材育成がこれからも重要になっていくと思います。

○新井委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

○天明委員 資料8裏面のVの情報の共有等のところで、転居に伴う引き継ぎの徹底ということで、新聞の報道でいろいろあったので、全て転居が大きな危険を伴うというように感じますが、他都市への送付、移管、情報提供とか他都市からの受理とかというのが、その前後何カ月間に何回くらい行われていて、ある程度の継続を含むものなのかどうかというのを教えていただけますか。

○事務局 区役所、市町村同士の場合と児童相談所同士の場合とそれぞれ移管や情報提供の手続をするのですが、おおむねその転居の事実があってから1カ月以内にはその手続をとるといような形になります。基本的には、先に事実がわかっている段階で電話等でやりとりをしてから、書面によりいろいろな記録等の引き継ぎをお互いに行います。それから、基本的には、出ていく場合にはできるだけ相手方の市町村や児童相談所のところに行って対面で引き継ぎを行うというのが基本的にルールになっております。市町村同士の場合には、特に神奈川県では5県市で共通の様式等を定めてルール化をして引き継ぎを行うといようなことも進んでおります。

○天明委員 ありがとうございます。

○森委員 虐待防止ハンドブックというものがあって、学校や保育所に配られるということなのですが、これの保護者向け版のようなものはあるのでしょうか。

○事務局 実はこの虐待防止ハンドブックというのは、どちらかというとお子さんに接する関係機関の方向けにつくっているものです。例えば学校さんや保育所さんで、お子さんが服を脱いだときにこういうところにあざがあったら見てねとか、そういうようなものを含めて気になる様子があったら区役所や児童相談所にこういう形で通告をしてくださいといようなこととか、見守りの際にはこういう連絡をとりますといようなことを定めたものです。これ自体は保護者の方向けというのはつくっていないのですが、一応内容については横浜市のホームページで公開しております。そのほかに実はたくさん保護者向けのパンフレットやリーフレットをつくっておりますので、そちらのほうも内容をホームページに記載させていただいております。必要に応じて、例えば乳幼児健診やご家庭を訪問した際などにお配りさせていただいております。

○森委員 意外にパンフレットとかリーフレットは目に触れたことがないと思ったものですから。ありがとうございます。

○天明委員 今日触れていないⅦの、虐待を行った保護者への支援・指導等のところですが、どうしても行政から指導ということになりがちなところが

以前から気になっています。虐待をする前までは、子ども・子育て計画などで話をしているときは、こういうことは誰にでも起こることだからというようなスタンスでいるものの、虐待をしてしまったということが明らかになると、それはすごくいけないんだよというような感じで責められる、指導されるというようなスタイルになるのが、やはり気になるところです。誰でもしているからしていいんだよということではないのですが、親の苦しみに寄り添い切れていないスタイルがずっと続いているのが心配なのです。母親が見るにしても父親が見るにしてもそういう方法しか知らないとか、それ以外の方法について思いが至らないということについて、どういうふうアプローチしていくかというのを保護者同士で考えるようなプログラムもあると思うので、そういう方向性も今後入れていただくと助かります。

○事務局 ご意見ありがとうございます。本当におっしゃるとおりのことだと思います。こちらはご説明が足りなかったのですが、実は報告書の30ページに少し詳しく書かせていただいております。いわゆる指導的なものだけではなくて、グループミーティングのような形で当事者同士が気持ちを吐き出せるような場をつくるような取り組みも、徐々にですが始まっておりますので、そういうものもごらんいただければと思います。ありがとうございます。

○細川委員 虐待等を発見できるということは、まず外部からの通報もあると思うのですが、やはり当事者である子どもたちからの切なる声というものに本当に耳を澄ましていただきたいと思っております。まずは子どもの近くにかかわっている保育士さん、または学校の先生の皆さんに子どもの声を聞き取ることについて再度、市の皆さんのお立場からも繰り返しお伝えいただき、また、その方たちへのご指導もしていただいているとは思いますが、ただ、子どもたちが発信するによっても心が折れてしまったり、揺れ動いたりさまざまする経緯は本心だと思っておりますので、そういう部分を引き受けてご対応いただきたいと思えます。

それと1つ質問です。どこかにはがきでの報告がございましたと読みましたけれども、児童養護施設の子どもたちはそういうはがきで自分の受けた暴力等を発信できる場もあると思えますが、例えば里親委託された場合も同じようにそのようなはがきで自分が受けた暴力を発信することは可能な状態になっているのでしょうか。

○事務局 里親の家庭に委託したお子さんにも同じような形で、委託する前に児童相談所の児童福祉司が子どもの権利、意見表明に関する説明をして、施設入所するときと同様に、子どもの権利ノートのはがきと言っておりますけれども、切手を張らなくても出せるはがきをそれぞれのお子さんにお渡ししております。

(3)「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案」についてのパブリックコメントの実施について

事務局から資料に基づき報告

○細川委員 事業計画案についてのご説明ありがとうございました。自宅にも届いておりまして、目を通していただいております。そこで素朴な質問なのですが、裏表紙に「市民のみなさま～」とありますけれども、こういう活動をして、どのぐらいのご回答を今までいただいている状況なのでしょうか。それも一般市民とか本当に関係ある部署の人からといろいろとあると思いますけれども、その点を一つお尋ねしたいと思っております。

それと、その裏の4番の情報という部分なのですが、こんなに横浜市がさまざまな支援を必要としている人への対応を真摯に検討しているにもかかわらず、果たして本当に必要としている人のところに情報が届いていないのではないかと私は思っております。最近、雨がよく降るときにテレビ報道を見て何とかマップとかしきりに言われることで、地域のここが本当に危険なのだろうかとか災害マップに多くの人が目を向けたと思います。インターネットが今、充実しておりますので、横浜市のホームページから入るのではなくて、何か1つアイコンをつくっていただいて、困ったときはこれをクリックしていただければフローチャート式にあなたが必要としている支援のところに届きますよとか、何かそういう、本当に必要な人が早く相談機関とつながるすべをもう一度検討していただけたらうれしいかなど。もしさされているのであれば具体的に教えていただきたいと思っております。お願いいたします。

○事務局 ご質問ありがとうございます。第1期のときの子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントとしましては、正確な数字を今覚えていないのですが、2400件くらいいただいたと思っております。この数字は、昨

年度策定いたしました横浜市の中期計画が全体で2100件くらいだったと思いますので、それよりも数としては多くいただいたと考えております。一般の市民の方には、なかなかこのパブリックコメントという制度自体もわかりづらいですし、意見といっても何を出したらいいのかわからないというようなところに関して、子育ての当事者団体の皆様等がわかりやすく伝えていただいたり、勉強会をしていただいたり、インターネットを使った形で皆さんの意見を募集しているということをいろいろな形でお伝えいただく中で、前は2400くらいのご意見をいただいた状況となっています。おっしゃるとおり、ホームページでぼんと上げて、あるいは冊子を区役所とかいろいろな場所に置かせていただく中では、手にとっていただけたとしてもご意見をいただくというところまでは難しい部分があるのですが、いろいろな支援団体の皆様のご協力等もいただきながら、今回もいろいろな形で意見を頂戴できたらと考えております。件数が正確でなくて申しわけありません。

また、情報発信とか情報提供は本当におっしゃるとおりだと思います。本当に困っている方はまずその情報にたどり着けないことが多いと聞いています。例えばですが、困っているという言葉を検索したら窓口の連絡先がご案内できる仕組み等についても検討しておりますし、スマホのアプリやSNS等を活用しまして、お子さんや忙しい子育て世帯の方が窓口や事業に早くたどり着けるような仕組みにつきまちは、それぞれ施策の中でも検討してまいりたいと考えております。ご意見ありがとうございました。

○天明委員 ありがとうございました。きのうちょうどパブリックコメントを出そうということで、そういう説明をしながら、どういうシステムになっているのかという会合をしたところなので、とてもフレッシュな気持ちでいます。前回第1期のときも、実は市民側だけではなくて、行政側のほうもひろばとか拠点とかに行って当事者の声を聞きましょうとあって、行政マンにも子育て中の方がいらっしゃいますからそれもありなのですが、行政マンが聞くのではなくて、子育て当事者の方を何人かグループで派遣してみんなの意見を聞きましょうというざくばらんなお茶会をやったという経過があります。今回も横浜ワイワイ会議というところはそれをやっていますし、地域子育て支援拠点の施設長の皆さんが集まってみんなで知りましょうとか、一万人もそこに賛同していろいろな機会を設けて施策について勉強すること、それから自分たちがどう思い描いているかということを発信する

ということをいろいろしています。

その中で私ももう一つ質問なのですが、ここはいろいろなことが多岐にわたって課題を持っていると思うのですが、位置づけ、指標というのが本当に少なく、事業がたくさんあるのに施策1に関する指標がすごくシンプルになっています。これの今回の作り方の意図はなかなか聞けないので、教えてもらっていいですか。

○事務局 指標は確かに各施策で1つから3つということで置かせていただいております。その計画期間の施策の成果をできるだけわかりやすく示すものということで、客観的に数値が把握できるですか、施策の中でも特徴的といいますか象徴的といいますか、そういった実績であったり状況であったり、あるべき姿であったり、そういったものをそれぞれ2つ、3つずつぐらいずつ置かせていただいております。ただ、施策について全てこの指標だけで達せられた達せられなかったということではもちろんないと思います。また、それぞれ事業ごとの目標数値等もございまして、評価という形では全体的に進めていく形になりますけれども、指標については象徴的なものを挙げさせていただいたということでございます。

○天明委員 ありがとうございます。指標の立て方についてはわかりました。あとはこの指標をどのようにやっていくかということについてはあまり詳しくは書いていないというか、何年かごとのことなのでそんなに詳しく書けないかなというところもあると思うのですが、例えば里親については物すごい数が、10ページのところで、直近で里親への新規委託児童数が年に32件のところを5カ年で170件にしたいというので、方法としては講座をふやすというような感じの作りになっています。講座をふやせば里親が増えるのかというようなあたりでは、そうなのかなという疑問があったりして、どういう形でやっていくのかというのをもう少し具体的にこの計画に載せるわけにはいかなかったのかなと。もちろん概要版だけではなく素案の大きいほうでも見てはいるのですが、もう少しないのかな、足りないかなと思ってしまうのですけれども、ご意見を聞かせてください。

○事務局 国の計画でも里親は非常にふやさなければならないというような状況でございます。横浜市でも決して手をこまねいているわけではなくて、いろいろな機会に里親の啓発を進めていまして、里親会のご協力も得な

が非常に活発に今、啓発を進めているところです。それから、啓発だけではなくてさまざまな説明の機会をふやすのと同時に、市の児童相談所も含めて一丸となって里親をふやすための活動を今、進めております。そういったことを積み重ねる一つの指標として制度説明会のことがここに載りましたけれども、その陰には、例えば今、社会的養育をどういうふうに進めていくかという計画等もあわせて立案しているところです。そういった中で、さらに具体的な中身を明らかにしていくということを進めていきたいと思っております。

○天明委員 それは関心があれば市民にも見えるような形ということですか。

○事務局 はい。そういうような形で、この計画だけではありませんので、この計画は基本的なベースをここに書かせていただき、そして具体、どういうふうに進めていくかについては、そういった計画等の中で明らかにしていくと。そして、それを着実に進めていくというような形でやっていきたいと思っておりますので、できるだけそういう機会を市民の皆さんにも知っていただけるようにしていきたいと思っております。

○天明委員 ありがとうございます。

○七海委員 いろいろご意見などを聞かせていただいて、勉強になります。ありがとうございます。基本施策の9番、ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進というところで、ワーク・ライフ・バランスはなかなか出しづらい部分だと思うのですが、まず質問は、この男性の育児休業取得率という部分は、どちらかというところと企業に対してやっていこうという形ですか。それで、どういう企業に対しての施策があるのか。多分パブリックコメントでこれを求めても、これを見る世代の人というのは、子育てはほぼ育児休業の時期を過ぎた人ばかりの状態だと思います。妊娠している段階の人たちがこのパブリックコメントをたくさんしてくれれば、もちろんお父さんたちが育児休業したいとか思ってくれるかもしれませんが、なかなかこの数値だけでは難しいのかなと思います。それから、育児などに男性が参加するとか、例えば家事をやっているとか、横浜市として何かそういう指標とかを調べたものなどはありますか。そのほうがわかりやすいのかなと思います。

○事務局 ありがとうございます。男性の育児休業取得率については、目標といたしますか指標にもしているのですけれども、育休に関する意識自体は肯定的な考え方が8割～9割はあるのですが、取得率が低いです。そういう中で、取得したとしてもその期間も短いですとか、希望した形で子育てに向き合うことができる環境が必要ですねということで一つ目標には挙げておりますけれども、市民への普及啓発とあわせて企業様に対する働きかけも行ってまいりたいと考えております。

また、横浜市としましては、今おっしゃったとおり妊娠期、まだお子さんが生まれる前からのプレパパ、プレママの講座等につきましても、地域子育て支援拠点とかを区役所でも行っておりますし、父親育児支援講座等も行っております。男性がということを強調するということではなくて、ともに子育てに向き合えるということを目指したいということで、基本施策の部分はずらしていただいております。特段に横浜市の状況ということでは、休日等に夫の家事時間や育児時間が長ければ長いほど第2子以降の出生割合が高まっているというようなアンケート結果等もございます。いくつか指標を組み合わせる形で現状を把握するという点に関しては、今いただきました意見等も含めて努めていきたいと考えております。ありがとうございます。

○櫻井委員 こうした支援計画に対して実効性を持つためには、マンパワーの問題を避けて通れないと思います。全国的にも恐らく横浜市でも保育士不足や、少子高齢化の進行によって今後の人手不足が懸念されていると思います。そのあたりの新たなマンパワーの獲得とか、あるいは潜在保育士という言い方をされてしまいますけれども、資格がありながら現場にいない方の掘り起こしとか、それから、今は資格を持っていないけれども、そういった人たちに有資格者と同等のというのは難しいかもしれないけれども、準じたようなスキルを身につけるための養成とか、そういったこともベースとしては盛り込んでいかないと、目標だけ立ててもなかなか実効性が難しいのではないかとと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局 本当にご懸念のところは我々も日々どうしていかうか頭を悩ませております。一つは保育士さんの処遇改善ということで、国からも補助も含めながら横浜市として取り組んでおります。他にも、若い保育士さんなどが地方から横浜にきたとき、家を借りるだけでもお金が取られてしま

うので、宿舎借上げの賃料の補助ということで、処遇改善をしています。また、保育士さんがやめてしまうことが大きな問題になっていますが、お金の面でやめてしまうというよりは職場環境であったり、人間関係も含めて仕事がしづらかったりというような状況でやめてしまうということがあります。そうした面では、園長ですとか法人の代表者の方に向けて、職場環境を確保していくことが必要なんだということを、講演会のような形でお知らせしていくことをしております。

あと、朝夕の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例に関する条例改正をしています。保育所等においては基本的には子どもが一人でもいれば複数の保育士さんを配置するようというのが原則となっていますが、一方で、保育士さんが、自分がお子さんを生んだ後で、朝早い時間から子どもを預けられる場所があるかという、なかなか厳しかつたりします。ローテーションの緩和等により、働き続けやすい環境を確保していこうという意味も含めて、基本は保育士さんを2人配置なのですが、例えば配置基準上で1人で満たせられるという時間帯については、もう一人についてはある一定の研修等を受けたような方でも構いませんという緩和をさせていただいております。

こうしたことで、保育士さんが少しでも働きやすい環境を確保しながら仕事を続けられるように、取り組んでいるところでございます。これらの取組も今後引き続き行っていきながら、保育士さんの確保に取り組んでいきたいと思っております。

- 天明委員 櫻井委員のおっしゃった、保育士に対する処遇改善というのはとても大切なことだと思いました。この子ども・子育て計画の概要版には書いていませんが、素案のまとめのほうに基本的な視点ということで、そもそも家庭の子育て力を高めましょうとか、さまざまな担い手による社会全体での支援、自助・共助・公助、そういうところをすごく大事にしているのであって、子どもや親というのはサービスの受け手だけではなくて、いずれそのサービスを返す人になっていくという、子ども・子育てに関してはそのところがすごく大きな希望だと思うのです。私もすごく未熟でしたが、子どもがいることによって子どもを取り巻く周りの方々に親として育ててもらってというのものもあるし、自分のできることはお返ししてというのを繰り返すことによって、何かちよつとずつでも成長していくのではないかと思います。
- 確かに人口が少なくなってしまうと保育士さんがどんどん減っていくというのはすごく深刻なことなのですが、それ以上にこのところ

に力を注ぐことによって多くの大人たちが育っていく、子どもたちも健全に育っていくということを肝に銘じておきたいと思います。実は先ほど言った第1期のパブコメの中には、10代という意見も結構出ています。高校生とかにもこういう資料を渡して一緒に考えよう。あなたたちが育てるときにどうなるのかというのを一緒にここで考えるといいよというような機会も設けてやっていたりします。みんながその担い手になっていくかもしれないという可能性がある、この計画に対して希望が湧くかなと思って言わせていただきました。ありがとうございます。

○神長委員 保育部会の神長です。保育部会では、やはり今お話が挙がった人材の確保という話は、いろいろな施設の認可をしていく際に必ず出てくる話題です。そういう意味では、資料の3ページの3のところ、いわゆる人材の確保ということが挙がっておりますので、ここに関しては今、肝に銘じてというお話がありましたけれども、引き続きしっかり見届けていくことが大事かなと思っております。

それで1点なのですが、私はこういうときに人材の確保ということと、今の保育士さんが働き続けていくということがとても大事で、そういう意味では宿舍の借り上げとか給与の面とかいろいろな施策を打ってくださっているのですが、この指標に挙がっております園内リーダーの育成の研修という、先ほどの組織の改善が働きやすい組織であるということは、やはりリーダーがどうやって組織の質の向上を図っていくかという意識にすごくかかわっていくので、ここに指標として挙げたことの意味は大きいと思っています。

ただ、この根拠が51%というのは半分なんだなというあたりが残念というか、もっとどの組織も受けてもらいたいなというのがあります。やはり働きやすいというのは、給与の面はもちろんなのですが、子どももの育ちに向き合いながら、その人自身、保育者自身も人として育っていくことができる働きがいのある職業ですので、そういった意味で園のリーダーの意識改革は物すごく大事だと思っております。

○大場委員長 ご意見として承るということです。では、私から1つだけ。本来、自分自身も教育の仕事をさせてもらっているので自問自答なのですが、基本施策の2のところ、学齢期の子どもの中で残念ながら不登校の子どもがどんどん増えてきて、フリースクールへ通う人たちも増えてきています。学校側もいろいろアプローチをして、時

折、家庭訪問したりということで接点は持っていますけれども、だんだん、特にこの夏休み明けは学校が嫌だったら無理に行かなくていいよというのが社会的な風潮の大きな流れになってきています。まさに多様性を大事にしていこうという裏打ちだろうと思うのですが、こういう素案をつくる過程の中で、不登校の子どもたちに学校でない分野でどうアプローチして支援していくのかというところの議論は、素案づくりの中で何かご意見が出ていたら教えていただければと思います。

○事務局 ありがとうございます。計画を作成する中で、子ども・子育て会議の放課後部会や青少年部会で議論をさせていただいたところです。部会では、「不登校の子どもや困難を抱えた学齢期又は、青少年の居場所については、今あるけれども不十分ですね」ですとか、「どういうふうに広げていったらいいかということを考えるべきでしょう」というようなご意見をいただいたところです。そして、「学校とどう連携してその子どもたちを受けとめていくかということころは、まだまだ十分ではない」とのご指摘をいただいていたところですので、ご意見のとおり、しっかりと学校と連携していく必要があると思います。

あわせて、放課後の子どもの居場所についてもこちらに掲げていますけれども、キッズクラブですと学校の中に居場所があります。そして、学童保育ですと学校とは別の場所に小学校の子どもたちの居場所がありまして、もちろん不登校でもちょっと心配のあるお子さんも居場所にしております。その場合、特に学校の先生との情報共有はとても大事なことで思っております。ただ、個人情報の問題もあって、なかなか十分な連携や共有ができづらいところもございますので、そのあたりのルールづくりなどもこれから必要になってくるのではないかなというような議論もさせていただいています。以上です。

○大場委員長 ありがとうございます。

○多田委員 基本施策の4番の中で、障害児への支援の充実ということで一つの枠をつくっていただいているというのはとてもよかったなとは思っていますが、ほかの施策には全く関係ないかということそんなことはありません。障害児ゆえに、障害があるからといっても、ほかの基本施策も全て横断的にそういう課題を同じように抱えているということも、すみませんが、その部分だけは決して忘れないで押さえておいていた

	<p>だきたいという要望だけ、お願いいたします。</p> <p>○七海委員 全体的に横断的に、この会ではないのかもしれませんがお願いしたいと思うのは、最近、台風とか大きい災害が増えてきています。基本施策の中だと9のところに窒息や転倒・転落、溺れなど不慮の事故を守るために家庭でというのが入っているのですが、放課後部会や児童部会などいろいろな部会も何か災害に対してどうするかとか、災害のときにどういう連絡手段があるのか、ひきこもりの方とかとはどうやって連携していくのかとか、そういうことも話せたらいいのかなと思います。もしくは防災の部会があるようだったら、そこの連携をもう少ししたほうが、今回は多分、保育園・幼稚園も実際に台風の際に休園するかも迷ったところも多いと思うので、そういうところで話し合われるといいのかなと思いました。意見ですけれども、よろしく願いします。</p>
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員名簿 2 事務局職員名簿 3 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱 4～6 部会報告（里親、保育、児童） 7 平成30年度 被措置児童等虐待について（報告） 8 横浜市子供を虐待から守る条例に基づく平成30年度実施状況報告
別添資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（概要版） 2 平成30年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告書
特記事項	なし